平成２１年（フ）第７０８号
栃木県足利市五十部町997番地３、前住所栃木県足利市山下町1240番地１　ラフォーレ山下Ａ101
債務者　鈴木佳津美
1　決定年月日時　平成21年10月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月28日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月４日午後４時　宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２１年（フ）第１２６号
秋田県仙北郡美郷町飯詰字水上４番地
債務者　髙橋　良子
1　決定年月日時　平成21年11月４日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月21日午後４時30分
秋田地方裁判所大曲支部

平成２１年（フ）第６８９号
栃木県宇都宮市御幸町154番地５　ＳＫハイツ201、前住所栃木県宇都宮市御幸ヶ原町68番地１　林ハイツⅡ505号室
債務者　伊坂　順子
1　決定年月日時　平成21年10月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月４日午後４時　宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２１年（フ）第７０６号
栃木県宇都宮市平出町3852番地８
債務者　直井　洋人
1　決定年月日時　平成21年10月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月４日午後４時　宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２１年（フ）第７０９号
栃木県宇都宮市日の出１丁目５番９号　市川マンション103
債務者　前嶋　和子
1　決定年月日時　平成21年10月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月４日午後４時　宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２１年（フ）第７１１号
栃木県宇都宮市雀の宮４丁目16番５号、前住所栃木県宇都宮市中島町507番地４
債務者　小嶋　重夫
1　決定年月日時　平成21年10月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月４日午後４時　宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２１年（フ）第７１２号
栃木県さくら市氏家3498番地69
債務者　土屋　守夫
1　決定年月日時　平成21年10月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月４日午後４時　宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２１年（フ）第１８７号
香川県丸亀市郡家町99番地13
債務者　湊　サナヱ
1　決定年月日時　平成21年11月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月14日午前11時40分
高松地方裁判所丸亀支部

平成２１年（フ）第１９９号
香川県坂出市旭町３丁目６番56号
債務者　西山さゆり（旧姓青木）
1　決定年月日時　平成21年11月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月14日午前11時45分
高松地方裁判所丸亀支部

平成２１年（フ）第６７８号
栃木県宇都宮市清原台２丁目10番16号　ルネスボヌール102号室、前住所栃木県宇都宮市南大通り１丁目１番12号　宇都宮ダイカンプラザスポーツメント807
債務者　南里　　拓
1　決定年月日時　平成21年10月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月５日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月11日午後４時20分
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２１年（フ）第６８１号
栃木県下都賀郡壬生町大字安塚1114番地４
債務者　小沢　　満
1　決定年月日時　平成21年10月30日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月５日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月４日午後４時　宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２１年（フ）第６８２号
栃木県下都賀郡壬生町大字安塚1114番地４
債務者　小沢亜矢子
1　決定年月日時　平成21年10月30日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月５日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月４日午後４時　宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２１年（フ）第７１０号
栃木県日光市荊沢645番地24　赤羽ヒロミアパート、前住所栃木県日光市中宮祠2478番地25　ホテルアジアンガーデン内
債務者　明内　英貴
1　決定年月日時　平成21年10月30日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月５日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月25日午後４時20分
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２１年（フ）第７１８号
栃木県芳賀郡益子町大字上山412番地４、前住所栃木県芳賀郡益子町大字上山434番地３
債務者　酒井　透雄
1　決定年月日時　平成21年10月30日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月５日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月４日午後４時　宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２１年（フ）第７１９号
栃木県大田原市中田原1911番地17
債務者　石川マサ子
1　決定年月日時　平成21年10月30日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月５日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月４日午後４時　宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係